

## **〔事案 26-60〕 契約者貸付利息免除請求**

・平成 27 年 4 月 14 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

契約者貸付の利息や個人年金保険料控除の誤説明を理由に、契約者貸付の利息免除や個人年金保険料控除の適用を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

- (1) 契約の際、募集人から、平成 24 年に契約した保険（契約①および契約②）は、解約返戻金の 9 割までは利息なく引き出せるという説明を受けて申込みをしたので、契約者貸付に利息が一切課されないような契約内容への変更を求める。
- (2) 契約の際、募集人から、契約②は、個人年金保険料控除に該当するとの説明を受けて申込みをしたので、個人年金保険料控除の対象契約になるように契約内容の変更を求める。
- (3) 上記(1)(2)が認められない場合は、自分に損害が発生しているので、個人年金保険料控除が受けられなかったために発生した損害額、および、契約者貸付に利息が発生しないと誤信させられたために発生した損害額を賠償すべきである。

### **<保険会社の主張>**

募集人の誤説明および保全取扱疎漏を認め、契約取消、遡及解約などの提案をしてきたが、申立人の了解は得られなかった。一方、以下のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①および②の契約者貸付については、約款により、会社所定の利息をつける取扱いとなっており、申立人が請求する内容変更は、約款規定違反となる。
- (2) 契約②は「養老保険」であり、保険料は個人年金保険料控除の対象ではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

募集人の誤説明等により申立人に誤信が生じたことについては、当事者間で争いがなかったため、これを前提として、裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約者貸付に利息が課されないような契約内容への変更、個人年金保険料控除の対象契約となるような契約内容への変更、損害賠償は認められないが、保険会社から誤説明を認めて複数の和解案が提示されたことから、申立人に対して同和解案を案内し、希望する和解案を選択するよう促した。しかし、申立人は、和解案の選択ができないということであったため、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、本件の解決にあたり適切であると認められる和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

### **<参考>**

○契約者貸付に利息が課されないような契約内容への変更が認められない理由は、以下のとおり。

保険契約の契約内容は、約款の記載にしたがって定められる。契約①および契約②の約款では、契約者貸付に利息を付する旨の記載があるので、募集人の誤った説明があったとして

も、これにより、契約内容が変更されるものではない。

○個人年金保険料控除の対象契約となるような契約内容への変更が認められない理由は、以下のとおり。

(1)個人年金保険料控除の対象契約になるかどうかは、契約の内容および所得税法の法令の定めによって客観的に決まるものであり、募集人の誤った説明があったか否かで左右されるものではない。

(2)そして、保険契約の内容は、約款の記載に従って定められるので、募集人の誤った説明があったとしても、保険会社において契約時に遡って個人年金保険料控除の対象契約となるように契約内容が変更されるものではない。

○損害賠償が認められない理由は、以下のとおり。

(1)個人年金保険料控除を受けられるかどうかは法令の規定によって定められるところ、募集人の誤説明により、保険料控除を受けられなくなったわけではないため、行為と損害との因果関係が認められない。

(2)申立人が、契約①および契約②について、契約者貸付を行い、保険会社に利息を支払っているという事実はないことから、誤信させられたことに対する損害は発生していない。